

審決取消請求事件

平成26年7月9日判決（知財高裁）公知公用の認定

[平成25年\(行ケ\)第10310号](#)

担当 弁理士 黒田直志

1. 事案の概要

原告は、被告保有の実用新案権につき、本件出願前に公然と知られ、又は、公然実施された考案であることを理由として実用新案登録無効審判を請求したところ、特許庁は、請求は成り立たない旨の審決をしたため、原告が審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件実用新案

考案の名称：付箋

登録番号：実用新案登録第3139191号

出願日：平成19年11月22日

登録日：平成20年1月9日

4. 争点

- (1) 甲1考案及び甲2考案と本件考案1とが同一であるか否か
- (2) 本件出願前に甲1考案及び甲2考案が公知、公用であるか否か

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 甲1考案及び甲2考案と本件考案1との同一性について、審決の判断に誤りがある。

(a) 甲1考案に係る甲1対象品、及び、甲2考案に係る甲2対象品は、本件考案1との相違点として、「付箋紙の積重ね層の中間部分に位置している色の付箋紙だけを剥離しても、他の付箋紙が分離してバラバラになることのないように、個々の上記付箋紙束が、多数枚の上記付箋紙の端縁の集まりによって形成されている上記付箋紙束の面状の端面に剥離可能に接合された帯状の連結材によって連結されている」との構成（本件連結構成）を有するか否かが明らかでない。

(b) 甲1又は甲2対象品内の4色組付箋紙束ブロックのうち、中間部分の色束を数十枚剥離しても、付箋紙束は繋がったままであり、実験後の付箋紙束の両側最外層に一对のクリップを取り付け、両クリップを持って付箋紙束ブロックを持ち上げても、一端が繋がっ

たままである様子が認められ、中間部分に位置している色の付箋紙を剥離しても、残った付箋紙が分離してばらばらにならないといえる。

(c) 付箋紙束が連結されている部分を見ると、膜状の層を認識でき、この膜状の層は、付箋紙束の面状の端面全体に亘っていることが認められる。

(d) 甲1及び甲2対象品の4色付箋紙束ブロックは、各色の付箋紙束の一端30の端面に跨って剥離可能に接合された膜状の層によって、各色の付箋紙束が一端にて連結されることで、中間部分に位置している色の付箋紙を剥離しても、残った付箋紙が分離してばらばらにならない構成を有することが認められる。上記の「膜状の層」は本件考案1の「帯状の連結材」に相当するものであるから、両構成は一致しており、甲1及び甲2対象品の4色付箋紙束ブロックは、本件考案1の本件連結構成を備えているといえる。

(2) 甲1考案及び甲2考案の公知性、公用性について、審決の判断に誤りがある。

(a) 第1取引に係る品名は、甲2仕様書に示された「ニチリュウPB」の品名とほぼ一致している。また、甲2仕様書の右上に記載された「15. 5. 2」は、「平成15年5月2日」という日付を示すものと考えて矛盾がない。これらの事実からすれば、第1取引の製品は、甲2仕様書に示された甲2製品であると認められる。

(b) 第2取引に係る品名は、甲1仕様書に示された「カラーブロック8色アソート NSF-56」とほぼ同じものであること、甲1仕様書の右上に記載された「15. 11. 14」は、「平成15年11月14日」という日付を示すものと考えて矛盾がないことからすれば、第2取引の製品は、甲1仕様書に示された甲1製品であると認められる。

(c) 丸石製紙は、甲1及び甲2製品の製造を行っていたところ、甲1及び甲2対象品は、その製造終了後の平成24年11月ころ、丸石製紙の倉庫内に、それぞれ包装プラスチックケースに入った状態で保管されていたものである。

(d) 甲1及び甲2製品は、甲1及び甲2対象品と同一構造を有する同一の製品であって、これらは、被告の発注により、秘密保持契約が締結されなかった丸石製紙において製作された。甲2製品については、平成15年9月9日から平成16年8月23日までを売上日として各所に納品され(第1取引)、甲1製品については、平成16年2月12日から平成22年11月11日までを売上日として被告のデリバリーセンターに納品されたもの(第2取引)と認められる。

(e) 甲1及び甲2製品の4色付箋紙束ブロックは、いずれも、本件出願前に被告から丸石製紙に製造発注がなされ、各納品先に納品されたものであり、同ブロックに開示された甲1考案及び甲2考案は、公然と知られ、あるいは、公然実施されたものと認められる。

以上